## 外国出張旅費規則

2012年12月26日理事会制定

(趣旨)

**第1条** この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合(以下、「連合」という。)の役員、 委員及び職員、並びに連合が依頼した者が連合の用務で外国出張する場合の旅費を定 めるものである。

(旅費の構成)

第2条 旅費は、交通費、日当、及び宿泊費を支給する。

2 「科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)国際情報発信強化(オープンアクセス刊行支援)」に係る事業のための旅費については、第3条から第7条の定めに拘わらず、「東京大学旅費支給要領」の定に基づいて計算した額を支給するものとする。

(交通費)

- 第3条 交通費は、原則として、鉄道、船舶、航空機、車の旅客運賃とその付属料金(特急料金、寝台料金等)を実費支給する。
- 2 航空運賃はエコノミー・ディスカウントクラス相当を基本とする。ただし、会長が必要と認めた場合にはビジネス・ディスカウントクラス相当を支給することができる。

(日当)

第4条 日当は、日額6,000円とする。

2 この規則により難い場合は、事前に事務局との協議により決定した額を支給する。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は実費を支給し、その上限額を別途定める。

2 この規則により難い場合は、事前に事務局との協議により決定した額を支給する。

(日当、宿泊費の辞退)

第6条 出張者が日当又は宿泊費の受領を辞退した場合には、当該経費は支給しない。

(私事旅行を含む出張)

第7条 出張における用務地での用務期間の前後に私事旅行がある場合は、事前に事務局 に届け出ることにより、当該用務に係る往復の交通費、日当、及び宿泊費を支給するこ とができる。

(出張中の移動時間の勤務)

第8条 出張中の移動時間は、一日あたりの所定労働時間の範囲で勤務とみなす。

2 時間外労働手当、深夜労働手当、並びに休日労働手当は支給しない。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

## 附則

- (1) 本規則は2012年12月26日より施行する。
- (2) 2013年8月1日 第2条改正
- (3) 2013年10月11日 附則改正
- (4) 2015年2月19日 第7条および第8条追加
- (5) 2024年9月24日 第4条改訂および2追加